

## 国立大学法人鹿児島大学設計・工事監理業務委託等契約要項

平成 16 年 4 月 1 日

契約担当役裁定

### (趣旨)

第 1 条 本要項は、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成 16 年規則第 81 号。以下「契約規則」という。）第 34 条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）において発注する設計業務及び工事監理業務の委託契約並びに測量調査等の請負契約請負契約に関し、国立大学法人鹿児島大学会計規程（平成 16 年規則第 75 号。以下「会計規程」という。）及び契約規則、その他の規程・規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要項において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

2 この要項において「電子情報処理組織」とは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。

### (競争参加者の資格等)

第 3 条 競争に参加する者に必要な資格及び資格審査の取扱いについては、別に定める。

### (競争執行の日時及び場所)

第 4 条 契約担当役は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

2 契約担当役は、競争を執行する場合は、公告又は公示及び指名通知書に示した日時及び場所において開札をしなければならない。

### (入札場の自由入退場の禁止)

第 5 条 契約担当役は、競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当役は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

### (競争入札の取り止め等)

第 6 条 契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加

入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(入札の執行)

第7条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した入札書を提出させなければならない。

- (1) 委託に付される業務の表示
  - (2) 入札金額
  - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は電子署名
  - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印又は電子署名
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当役は、代理人が入札をするときは、あらかじめ、競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
- 5 契約担当役は、競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、前項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。

(無効の入札書)

第8条 契約担当役は、入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 前条第1項第1号及び第2号の事項の記載又は記録のない入札書
- (4) 前条第1項第3号の事項（住所を除く。）の記載又は記録のない又は判然としない入札書
- (5) 前条第1項第4号の事項（競争加入者本人の住所を除く。）の記載又は記録のない又は判然としない入札書（記載又は記録のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 請負に付される業務の表示に重大な誤りのある入札書

- (7) 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
  - (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
  - (9) 公告又は公示及び指名通知書において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
  - (10) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者に、前項各号の一に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。

(落札者の決定)

第9条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、契約内容によっては、この限りではない。

- 2 契約担当役は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 3 契約担当役は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。
- 4 契約の性質又は目的から第1項の規定により難しい契約については、会計規定第29条第3項の規定により、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの（第1項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等)

第10条 契約担当役は、契約規則第22条第1項に規定する契約のうち同規則同条第2項第1号に規定する基準に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格又は前条第4項による入札者を直ちに落札者とししないものとする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の調査等)

- 第11条 契約担当役は、契約規則第22条第1項に規定する契約のうち業務委託契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに調査しなければならない。
- 2 契約担当役は、前項の調査により入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第12条 契約担当役は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取りかわし（契約規則第24条第1号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、特に軽微な契約を

除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）の徴取をし、及び会計規程第 31 条第 1 項ただし書の規定により契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

- 2 契約担当役は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき又は契約保証金を納付させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

（契約保証金の納付手続き）

第 13 条 契約担当役は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続きをさせ、当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。

- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を本学が指定する金融機関に振り込ませ、振込を証明する書類を提出させること。
- (2) 契約保証金として納付させる担保が、銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行等との間に保証契約を締結すること。
- (3) 契約保証金として納付させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

（履行保証保険契約）

第 14 条 契約担当役は、契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

（公共工事履行保証証券）

第 15 条 契約担当役は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

（設計業務委託契約基準）

第 16 条 契約担当役は、設計業務に関する委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第 1 号の設計業務委託契約基準（以下「設計業務委託契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 契約担当役は、特別の事情がある場合には、設計業務委託契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（測量調査等請負契約基準）

第 17 条 契約担当役は、測量調査等に関する請負契約（以下「測量調査等請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第 2 号の測量調査等請負契約基準（以下「測量調査等請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 契約担当役は、特別の事情がある場合には、測量調査等請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（工事監理業務委託契約基準）

第 18 条 契約担当役は、工事監理業務に関する委託契約（以下「工事監理業務委託契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第 3 号の工事監理業務委託契約基準（以下「工事監理業務委託契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 契約担当役は、特別の事情がある場合には、工事監理業務委託契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（契約書）

第 19 条 契約担当役は、業務委託契約の契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 委託に付する業務の表示
- (2) 業務委託代金額
- (3) 業務場所
- (4) 契約期間
- (5) 完了通知書の送付先
- (6) 委託代金の支払をすべき回数
- (7) 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの用途及び当該用途以外の用途に使用禁止の特約（前金払をする場合に限り。）
- (8) 委託代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書送付先
- (9) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあってはその旨の表示）
- (10) 国立大学法人鹿児島大学設計・工事監理業務委託等契約要項によるべき旨の表示
- (11) 契約に関する紛争の処理方法
- (12) 契約書記載外事項の処理方法
- (13) その他設計業務委託契約に関し必要な事項

（内訳明細書及び業務工程表）

第 20 条 契約担当役は、業務委託契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から 14 日以内に、受注者から内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、契

約担当役が必要と認めない場合は、この限りでない。

(業務委託代金の前金払の制限)

第 21 条 契約担当役は、保証事業会社の保証がある場合においても、業務委託代金について前金払をすることが特に必要又は本学に有利であると認められる場合を除き、前金払をすることができない。

2 契約担当役は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

(署名)

第 22 条 この要項により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(雑則)

第 23 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 9 月 9 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 23 年 5 月 9 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 18 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 8 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 7 月 1 日から実施し、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 5 年 11 月 9 日から実施し、令和 5 年 10 月 18 日から適用する。